

小規模事業主^(※)の皆さん

※ このマニュアルは、従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主の方を対象としています。

支給申請が簡単になりました

緊急雇用安定助成金

支給申請 マニュアル

雇用保険被保険者ではない従業員の方を休業させた場合の助成金です。

※雇用保険被保険者は「雇用調整助成金マニュアル」をご覧ください。

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク(公共職業安定所)
令和2年6月12日現在

PL020612企03

1. 助成率をチェックしましょう

6/12に制度が改正されたあの助成率です。

申請する賞金締切期間は、令和2年4月1日から9月30日までの期間を含んでいる。
(判定基礎期間)

はい

いいえ

令和2年1月24日～判定基礎期間の末日まで解雇等^(※1)していない
また、判定基礎期間の末日時点で
雇用が維持されている^(※2)

はい

いいえ

助成率は
10/10
(100%)

助成率は
4/5
(80%)

上記の場合、この様式をお使いいただけます

- 緊急特定地域特別雇用安定助成金の対象となる事業主（北海道に所在する事業所のみ）
4/5 (80%)
- 上記以外
助成金は支給されません。

申請書類に間違いなければ、実績一覧表の作成にすすみましょう



(※1) 解雇とみなされる有期契約労働者の雇い止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。

(※2) 下線の期間の各月の末日時点の従業員人数の平均と比べて、5分の4以上の人�数が維持されていることを指します。

2. 休業した実績を記入します。

株式新小第2号（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主（自動計算）用様式）

休業実績一覧表

支給申請する1か月間
(判定基礎期間)

令和	年	月	日	～	年	月
----	---	---	---	---	---	---

通常、賃金締切日の期間
(1か月)と同じです。

休業手当支払い率

[]	%
-----	---

事前に定めた「休業手当支払率」を記入してください。

働時間は、主に

b	時間
Y	日

⑥ (②+⑤)
休業延べ日数

$$B = X + Y$$

対象労働者

①氏名

②

③

④

1日休業した日数
(日)

1日のうち一部
休業した時間数
(時間)

判定基礎期間の
休業手当の額
(円)

【合計欄】 記入した全員分の合計を右に記入してください → X a A

短時間休業の合計
時間が何日分
に当たるのか計算
します。

$$Y = a \div b$$

雇用保険被保険者ではない従業員を休業させた場合、
氏名を記入してください。

次に、休業させた日数や時間、休業手当額を一人
ひとり記入してください。

なお、休業手当額は1日休業させた場合と、一部の
時間休業させた場合の合計額を記入します。

今回の休業が事前に決めた内容（休業期間や休業手当率など）
に沿って行われたか、従業員の代表の方に確認してもらって
ください。

内容に誤りがなければ、従業員の代表の方に署名（記名と押印
でも可）してもらってください。

この署名により、事業主と労働者代表が事前に確約していた
ことを確認した書面とみなします。

事業主及び労働者代表は、この一覧表に記入した休業に関する内容（休業期間、日数・時間数、休業手当支払い率、対象者）が、事前に事業主と
労働者代表との間で確約したものであることを確認しました。

事業主	氏名	(略称押印又は署名)	印
労働者代表	氏名	(略称押印又は署名)	印

3. 支給申請書に必要な事項を記入します。

様式新小第1号（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主（自動計算）用様式）

緊急雇用安定助成金 支給申請書

事業所管轄 労働局長 殿

緊急雇用安定助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

今回の申請書一式の記載内容について偽りのないことを誓約し、労働局・安定所が確認のため問い合わせた場合

同じ事業所について、雇用調整助成金と同時に申請する場合に限り、1～3欄は記入不要です。ただし、1の「会社などの名称」欄は、記入してください。

支店番号
あった場合は

口座の種類

4（経済上の理由に該当する

経済上の
理由

新型コロナウイルス感染症による休業

5（「休業実績一覧表」から、

休業の
規模

今回の支給申請する1か月間（判定基礎期間）において、従業員2人あたり1日以上休業しました。

雇用の維持

令和2年1月24日～判定基礎期間の末日まで解雇等（※1）していませんか。また、判定基礎期間の末日時点で雇用が維持されていますか（※2）。

休業した月と、
1年前の同じ月の売上
げなどを比較します。
1年前が適当でない場
合、
①2年前の同じ月、
②1か月～1年前の間
のいずれかの月でもか
まいません。

休業中などで事業所を
不在にしている場合、
連絡のつく番号を記載
してください。

不明な場合は、
全国銀行協会の
ホームページで
検索できます。

解雇および雇用
維持の状況に
よって該当する
助成率をご記入
ください。

休業延べ日数を、
従業員数の半数で
割って確認します。

申請する1か月間（判定基礎期間）		年	月	日	～	年	月	日	
休業手当額 × 助成率									
休業手当額の合計額	円	×	助成率	%	=	a.	円	（小数点以下切り上げ）	
「休業実績一覧表」の合計額		（「雇用の維持」欄が「いいえ」の場合は100%、「いいえ」の場合は80%です）							
上限日額 × 休業延べ日数									
8,330（上限日額）	円	×	休業延べ日数	日	=	b.	円		
a か b のいずれか低い額を右の欄に記入									
								助成予定額	
								円	

「休業実績一覧表」を見て、A「休業手当合計額」とB「休業延べ日数」を書いてください。

また、支給申請書別紙「助成率確認票」で確認した助成率を書いて計算し、aとbのいずれか低い方が助成予定額です。

参考

雇用保険 適用事業所設置届
事業主事業所各種変更届

①事業所番号

②管轄区分

③変更年月

平成

④事業所の名称(1)

(2)

カフカシキカイシヤ

雇用保険の適用事業所番号
を記入する場合は、設置届
控のこちらの番号を記入し
てください。

4. 支給要件確認申立書を記入します。

※ 雇用調整助成金と同時に
申請する場合、提出不要です

様式新小第3号

1が「いいえ」の場合のみ記入してください。1が「はい」の場合には回答は不要です。

又和支11種認申立書（緊急雇用支え切引）

事業主記載欄

○ 事業活動等に係る状況（はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください）（後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。）

1 過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがない、または、受けたことがあったとしても当該不支給決定日又は支給決定取消日から令和3年3月31日以前に申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は3年）を超過している（かつ、平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に關してした役員等がいたい。

役員等とは

個人事業主の場合は事業主本人、法人の場合は役員、団体の場合は代表者及び理事等で役員名簿等に記載がある方のことです。

支払い義務を負った金額（※）の全額（再度不正受給を行った場合は、て、「緊急対応期間中に緊急雇用安年10月1日に設定されることを承諾して不正受給に關与した役員等がいる務が生じた金額

保険年度における労働保険料の滞納保険料について、緊急対応期間終了

勧告法令違反により送検処分を受けた場合には、本来の不支給期間に

加えて、「緊急対応期間中に、（支給対象期間を支給した期間を除く。）でない。

5 ① 事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員（以下「② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を圖る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしてしない。③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に当たし、若しくは関与していない。④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしてしない。⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に距離を置かねるべき関係を有していない。

6 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属していない。

7 倒産していない。

8 助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾する。

9 役員等の氏名、役職、生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付していない事業主（個人事業主である又は役員等が事業主のものであって、本紙の事業主欄の「生年月日」欄に記載している場合を除く。）ではない。

10 休業手当の算定の基礎となる賃金の額が支給対象期間のみ引き上げられたものでない。

11 雇用関係助成金支給要領に従うことにして承諾している。

12 （雇用調整助成金等オンライン受付システムにおいて申請した場合）オンラインで提出した書類については、原本と相違ない。

3から13までの項目を確認し、「はい」または「いいえ」のいずれかを選択してください。

左欄の3～12について
(はい・いいえ)

（法人番号）は、本社等に通知されている13桁の番号を記載してください。

令和 年 月 日 事業所管轄 労働局長 様
(事業所管轄) 公共職業安定
1から12までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、1から12での確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。
また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできる求金（※）を弁済します。
※ 請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還をされ年3%の割合で算定した延滞金、②不正受給により返還を求められた額の20%に本助成金を受給する場合に、再度不正受給を行った場合には、上記のうち③の額は「不正受給により返還を求められた額の200%に相当する額」となります。なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受け

事業主	住所 名称	電話番号
	(法人番号)	
氏名		
生年 月日	年 月 日	
住 名 称		
姓 氏 名		

代理人又は社会
保険労務士（提出代行者・事務
代理者の表示）
※社会保険労務士が
第2項又は同規則第
の支給に係る事業主

役員等がいない場合・個人事業主の場合は、生年月日を記入してください。

役員等がいる場合は、役員名簿（生年月日が入ったもの）を別途添付してください。

規則第16条
上欄に助成金
さい。

4. 支給申請に必要な書類をそろえます。

支給申請書類（3種類）

（様式新小第1号、2号、3号）

添付書類

比較した月の売上などがわかる書類

（売上簿、レジの月次集計、収入簿など）

※ 休業した月と1年前の同じ月の2か月分必要です。
（休業した月の前月などの比較もできます）

※ 2回目以降は提出不要です。

休業させた日や時間がわかる書類

（タイムカード、出勤簿、シフト表など）

休業手当や賃金の額がわかる書類

（給与明細の写しや控え、賃金台帳など）

（役員等がいる場合）役員名簿

（生年月日が入っているもの）

※ 事業主本人以外に役員がない場合及び個人事業主の場合は、提出不要です。

振込間違いを防ぐため、通帳またはキャッシュカードのコピー（口座番号やフリガナの確認ができる部分）をできるだけ添付してください。（2回目以降は提出不要です）
このほか、審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

おつかれさまでした!

支給申請に必要な書類がそろったら、
事業所の住所を管轄する労働局または
ハローワークに提出してください。
(窓口、郵送、オンライン)



※ 郵送の場合は、郵送事故防止のため、配達記録や簡易書留など、**必ず配達の記録が残る方法**で郵送してください。
なお、**申請期限までに届いていなければなりません**のでご注意ください。

(送付先一覧はこちらから)

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

厚生労働省 助成金のお問い合わせ先・申請先

検索



申請期限は、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内**です。**

例) 6/1～6/30休業の申請期限 8/31まで

※ 支給対象期間の初日が1/24～5/31の休業の申請期限は、
特例により8/31までです。

給与明細の写しなど休業手当の額が確定した書類があれば、
支給対象期間経過後、賃金支払日の前でも申請することができます。